平成２６年（フ）第５０９３号
大阪府枚方市中宮山戸町８番14号
債務者　柳原　静香（旧姓原）
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１１６号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番140―508号
債務者　李　　由紀（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１６９号
大阪市大正区北村２丁目15番９号　共和マンション201号
債務者　荒木　仁美
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１９３号
大阪府茨木市三島丘２丁目24番23号　サンハイツ三島106号
債務者　**藤**村　惠三
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２７７号
大阪府四條畷市砂２丁目14番24号　アムール砂Ⅳ101
債務者　本部　悠子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２９５号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目27番６号
債務者　田中　久幸
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３９２号
大阪市住吉区南住吉１丁目５番９―10号
債務者　田崎久美子（旧姓城下）
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１７号
北海道小樽市長橋３丁目16番５号　リベルテ長橋201号室、前住所北海道小樽市赤岩１丁目27番２号
債務者　永井　靖代（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第６６５号
仙台市太白区東中田２丁目９番22号　斎藤アパート102、従前の住所仙台市太白区柳生２丁目10―２　シャイン仙台柳生第１―407号室
債務者　佐藤　昌彦
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
富山県射水市中新湊17番１号　アパガーデンパレスなかしん711、住民票上の住所富山県高岡市角307番地
債務者　関　木の実
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第３４１号
金沢市吉原町ハ50番地２　メゾンドフォーレ吉原町135
債務者　北国ユーズ社こと　矢野長治郎
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３６１号
石川県野々市市上林４丁目459番地　ライツェント201号、従前の住所金沢市額谷１丁目36番地
債務者　室橋　和美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１４６号
長野県上田市中之条1203番地70　県住Ａ５―308号
債務者　小林　治久
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第３７７号
岐阜県郡上市和良町土京1465番地
債務者　永井　輝彦
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１１０号
三重県名張市鴻之台１番町145番地　ドリームスクエア203号、前住所三重県名張市すずらん台東４番町111番地
債務者　清水　　彰
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第２９４号
大津市本堅田４丁目27番30号　マジェスティ北館103号
債務者　髙松　龍也
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２６号
滋賀県草津市矢橋町105番地１　カーサ・ソラッツオ　405号、前住所茨城県かすみがうら市下志筑34番地
債務者　伊藤　英雄
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大津地方裁判所民事部